

## 令和5年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）への意見

### （意見1）

重点監視施設のうち、7つの施設で前年度「1年～3年に1回以上」となっていた立入予定回数が、「3年に1回以上」に変更されている。また、重点監視施設の「その他」に記載されていた「地域特性を考慮して重点的に監視を必要とする施設」と「各保健所において監視を必要とする施設」が削除されている。

このこととの関係は定かでないが、監視実施計画数は直近の計画数である令和3年度の29,544、市場食品衛生検査所43,385、計72,929から、令和5年度は保健所・広域監視センター12,724、市場食品衛生検査所34,595、計47,319へと35%減少している。

監視指導の頻度、対象、件数の計画を令和3年度ベースに戻すべきである。

### （意見2）

産地偽装事件が相次いで発覚したことが記憶に新しい。「重点的に監視指導を実施する事項」の食品表示対策において、「産地偽装事件が繰り返し発生していることから、府内では産地偽装を許さないという立場」で原産地・原料原産地の適正な表示のための指導強化と、悪質事例には厳正対処することを追記すべきである。

### （意見3）

輸入食品の増加やグローバル化に伴うフードチェーン等の複雑化等が見込まれている。輸入食品の検査件数を増やし、輸入食品の監視指導を強化すべきである。

### （意見4）

検査実施計画の変更点として、「大阪府の各検査所で実施している収去検査等を統一しました。各検査所が個々の状況に応じて随時行う現場検査等は、検査予定数の計上対象外としました。」とあるが、検査所ごとの検査予定数は公表可能と思われるので、従来通り公表すべきである。

また、令和5年度の検査予定数が前年度合計7,009から3,985へと、43%減少している。現場検査等を計上対象外にした影響がどの程度あるかを確認するため、前年度と同様に計上した場合の検査予定数の公表を求める。

仮に、現場検査等を計上対象外にした以上に、検査予定数を縮小する計画であれば従来水準に戻すべきである。

(意見5)

#### 第4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項

消費者への情報提供について、第4期大阪府食の安全推進計画案では令和5年度のメールマガジンの登録者数11,000人、食の安全安心関連ページアクセス数100万PVとしているのだから、本計画にも記述すべきである。

(意見6)

#### 第5 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項その他

食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員の研修および最新の技術の習得や知識の向上、食品関係者への講習会の開催、食品衛生指導員への研修や指導など、いずれも開催回数や参加人数等の計画を数値化して実施すべきである。

(意見7)

令和3年度監視指導計画の実施結果によると、保健所の監視件数は計画数の50%、広域監視センターは計画数の33%だった。また大阪健康安全基盤研究所が行った試験検査は計画数の55%だった。新型コロナウイルス感染拡大への対応でやむを得ない部分があったとはいえ、令和5年度は計画数を達成していただきたい。

(意見8)

新型コロナウイルス感染による累積死者数で、大阪府は都道府県内で最多である。このあと第9波や新たな感染症の発生は今後も十分に想定されることであり、食品衛生を含めた府民の保健衛生を守るために、保健所の人員・予算の充実強化を計画的に進めるべきである。

以上